

2 手帳

障害者・障害児が各種支援を受けるために必要な手帳です。

▼ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。 ▼

身体障害者手帳

内 容

本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づき、身体障害者福祉法に定める障害程度1級～6級に該当すると認定された場合に交付されます。

申請や手続きの際には、それぞれ以下のものをご用意の上、窓口にお越しください。

（※すでに身体障害者手帳をお持ちの方は、必ず手帳をお持ちください。）

1. 新規交付

- ①身体障害者診断書・意見書（指定医師が1年以内に作成したもの）
- ②本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm、正面、上半身、帽子・サングラスの着用は不可、1年以内のもの）
- ③身分証明書類 ④個人番号確認書類

①の様式については区の窓口にあります。また、品川区ホームページからダウンロードができます。

④については、すべての申請に必要となります。

2. 住所変更

〈他区等からの転入〉手帳、③・④

〈区内転居〉手帳、④

〈区外転出〉新たな居住地の区市町村障害福祉担当にご確認ください。

3. 氏名変更

手帳、④

4. 再交付

〈障害程度の変更・追加〉…手帳、①・②・④

〈手帳の破損・紛失〉…②・③・④

5. 返還

ご本人が死亡されたときや、法に定める障害に該当しなくなったときなど。手帳、③（届出する方のもの）・④

※1 本人確認に必要な身分証明書類（以下より1点、もしくは2点の確認書類が必要です。）

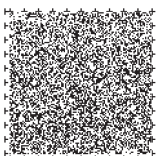
顔写真付きの場合 【1点】	・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート ・特別永住者証明書または在留カード（外国籍の方の場合、いずれかを必ずお持ちください） ・愛の手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・官公署が発行した写真付き証明等
顔写真なしの場合 【2点】	・健康保険資格確認書 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・障害福祉サービス受給者証 ・児童通所受給者証 ・源泉徴収票 ・自立支援医療受給者証 ・その他官公署等の発行書類で適当と認められるもの

※2 個人番号の確認に必要な書類

次のものより1点	・個人番号カード ・個人番号通知カード ・個人番号通知書 ・個人番号の記載がある住民票または住民票記載事項証明書
----------	---

●代理人による申請の場合

- ・委任状（同居のご家族の場合不要） ・本人（申請者）の個人番号確認書類、身分証明書類
- ・代理人の身分証明書類



障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000



愛の手帳

内 容

知的障害者（児）の保護と自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために、東京都が全国に先がけて設けた制度です。

愛の手帳は、本人または保護者の申請に基づいて児童相談所、心身障害者福祉センターが総合判定し、1～4度に該当すると認められた場合に交付されます。判定の予約受付は各窓口にてお電話で承ります。

なお、国の制度としては、療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

■ 新規（都外からの転入を含む）・再判定・更新申請 ※事前に問合せの上、予約してください。

窓 口 ▶

- ・ 18歳未満 品川区児童相談所
北品川 3-10-9 電話 6712-8261 FAX 6712-8273
- ・ 18歳以上 東京都心身障害者福祉センター
新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階 電話 3235-2961

■ 手帳の住所等変更、再交付、返還

窓 口 ▶

障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000

精神障害者保健福祉手帳

内 容

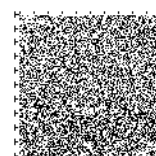
精神障害のため、日常生活や社会生活に支障がある方が申請し、障害の程度により1級から3級に認定されると交付されます。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

この手帳を持っていることにより、都営交通乗車証の発行などさまざまな支援が受けられ、自立して生活し社会参加するための手助けとなります。

手帳の有効期間は、原則として、2年間です。

窓 口 ▶

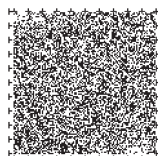
- ・ 品川保健センター 保健事業係 北品川 3-11-22
電話 3474-2225 FAX 3474-2034
- ・ 大井保健センター 保健事業係 大井 2-27-20
電話 3772-2666 FAX 3772-2570
- ・ 荏原保健センター 保健事業係 荏原 2-9-6
電話 3788-7013 FAX 3788-7900



身体障害者障害程度等級表

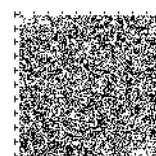
(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級 別		1 級	2 級	3 級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01 以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02 以上0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（Ⅰ /4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80 度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ /2 視標による。以下同じ。）が28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が20 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04 以上0.07 以下のもの（2 級の2 に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80 度以下かつ両眼中心視野角度が56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの
平衡機能又は聴覚の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢体不自由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2 分の1 以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2 分の1 以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2 分の1 以上で欠くもの	1 両下肢のシヨパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2 分の1 以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの





4 級	5 級	6 級	7 級
1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	
1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 1 側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害			
1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの



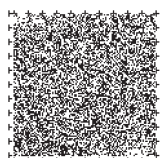
2 手帳

級 別			1 級	2 級	3 級
肢体不自由	体幹		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの

身体障害者障害程度等級表

(身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号)

級 別		1 級	2 級	3 級	4 級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの





4 級	5 級	6 級	7 級
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

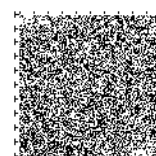
2

手帳

級 別	1 級	2 級	3 級	4 級
若しくは心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう、免疫若しくは肝臓の機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1 級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。
- 3 異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



『子ども用車いす』をご存じですか？

子ども用車いすは、病気や障害が理由で、「これがないと移動できない」子どもたちが使用しています。見かけたらそっと見守り、困っている様子があれば声をかけてください。

折りたためません

ベビーカーではありません

重量があります



みなさまのご理解、ご配慮をお願いいたします。

